

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第8回）

1 日 時

令和3年1月29日（金）10:30~12:00

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、山本内閣府政策統括官（科学技術イノベーション担当）上席政策調査員、青木金融庁総合政策局総合政策課フィンテック室係長、朝山法務省民事局商事課課長補佐、布山経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室室長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、箕浦大臣官房審議官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料 8-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第8回）事務局資料

資料 8-2 富士通株式会社提出資料

参考資料 8-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第7回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

① 関係者ヒアリング

事務局から資料 8-1 について、渋谷構成員から資料 8-2 について説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下の通り。

中村構成員：資料 8-1 の 6 ページのユースケースのレベル分けは EU の事例を踏まえての整理か。

事務局：昨年行ったトラストサービスに係るユースケースの提案募集をもとに、事務局にて整理したもので EU の事例を踏まえたものではない。

中村構成員：レベルを整理した際の基準や根拠があればご教示いただきたい。

事務局：資料 8-1 の 5 ページ目で示した 3 つのレベルに基づき、レベル 3 であれば適格レベル、レベル 2 であれば一定の基準を満たす先進レベルという想定で分けている。例えば請求書や見積書は、一定の基準を満たす暗号化がなされる e シールにより起源や完全性を確認できれば十分であり、国又は第三者の機関が認定した e シールである必要はないと考えレベル 2 とした。レベル 3・レベル 2 の間にある部分については両方使用される可能性があり、ユーザーそれぞれの判断に任される領域だと考えている。

小田嶋構成員：資料 8-1、6 ページ目のユースケースのレベル分けの分類③に資格証明書とあるが、これは弁護士会が、ある人の弁護士資格を証明するようなイメージか。

もう一点、検討すべき事項として、発出された e シールの検証の在り方を 2 ページ目の⑥に入れてはどうか。例えば、e シールのユースケースとして機械的に大量に発行する書類があるが、それを実際どのような確認方法で検証し、信頼すべきか。また、人間が確認するときにはどのようなことを確認しなければならないか、ということも整理する必要がある。

事務局：資格証明書についてはご指摘のあった弁護士の証明書もそうだが弁護士に限らず、税理士等の他の士業の証明書としてもユースケースとして考えられる。電子化した文書について、税理士法人で e シールを付して送付するような場面等もあると思う。また、士業にひもづく法人から発出されるような文書にも e シールは使えると考えている。また、e シールの検証の在り方については必要な論点かとは思いますが、他の論点との兼ね合いも含めて検討するか考えたい。

堅田構成員：お話いただいたレベル分けは非常に重要だと思っている。保

険会社のような事後チェックやガバナンス上の確認等の業務をやる者にとって、顧客への価値提供につながらない業務が削減できると日本の生産性課題の解決にも寄与でき、社員の心理的効果も大きい。事後チェック等の業務においてはAIやデータ分析との親和性も非常に高いため、eシールによるデータ化は追加的な効果も見込める。保険会社はこの書類が本物か偽物かの可能性を吟味し、どこまで確認するかというプロセスを定めている。そうした観点で見ると完璧な確認ができるeシールではなくてもいいといった考えもできる。極端な例だが、eシールが自動的につけられているものであっても、連続性をもって長い間やり取りをしているような相手であり、その相手からいつも来ているものだと確認できるだけでも保険会社の事務プロセスでは効果は大きい。

保険会社のビジネスの相手は大企業だけでなく、中小企業や士業、個人事業主等様々である。様々な方とやり取りをすることを考えると現時点では紙のやり取りの方が合理的というのが事実。発行元が出す頻度が少ないものであっても、受け手が大量に受け止めるようなケースについてはデータ化のメリットが非常に大きい。このようにeシールのメリットについては、発行側と受け手側で非対称になり得る。そう考えたときに、中小企業側であっても会計や各種の申請等のシステムで、簡単にeシールを打てるような仕掛けや通常行っている流れの中でセットできるような仕組みがあればいい。

また、個人データ管理のユースケース活用みたいなところも視野に入れて、整理を進めていけるといい。

柴田構成員：国際的な整合性の観点からすると、EUのeIDAS規則には電子形式であるといった理由のみで法的効力等の効果を否定してはならないと明記されている。また、電子署名法では、私文書の真正な成立に関する推定効が定められている。本検討会にて定義するeシールについても、レベル1についても効力を持たせるのがよいか、レベル3のみに効力を持たせるのがよいかは分からないが、電子データの起源と完全性の推定等の法的効力を持たせることも考えられる。

宮内座長代理：日本ではそもそも紙じゃないといけないというルールが一般的には存在していない。民法522条2項に契約は方式を限定されないというルールがあるように、日本では特別の法令がない限り紙を出さなければならないということはないという考え方で進んでいるため、電子形式での法的効力をあえて規定するまでもなく電子でもいいということだと考えている。

また、推定の効力についてだが、「こう推定する」という規定がない場合でも、民訴法 247 条の自由心証主義に基づいて、こういったしつかりしたところから出されたものだから信用できるよねと、裁判官が自由心証で判断する領域として現在は扱われている。それをどこまで法令等で確定していくか必要があるかというのも一つの論点だが、国が認定している制度であれば、恐らく裁判官は無下にはしないということはいえると思う。

山内構成員：資料 8-1 の 5 ページの検討事項下部に、参考として電子署名法と EU の eIDAS が記載されている。ヨーロッパの eIDAS において適格 e シール、先進 e シール、裸の e シールの 3 つのレベルがあるのと同じように、日本でも電子署名法において認定認証業務、特定認証業務、電子署名の定義の 3 つのレベルがあるというように、パラレルな仕組みであるように見える。しかし、eIDAS においては生成される「e シール」について適格か、先進か又は裸かとレベル分けがある一方で、電子署名法においては自然人に対して電子証明書を発行する「認証局サービス」について認定されているか、されていないかという違いでレベル分けがあり、それに加えて電子証明書の概念と離れた形で電子署名の定義があるという体系になっている。報告書や取りまとめを作るときにはその点に留意いただきたい。

また、8 ページに「e シール用電子証明書発行事業者視点で」の仕組みや技術基準という記載があるが、これも現行の電子署名法における認証局サービスの観点に囚われている。e シールの検討をする際は、電子署名法に記載がある認証局サービスだけではなく、e シールそのものについての技術基準を EU の仕組みを参考にしながら、検討する必要がある。

小松（文）構成員：資料 8-1 の 6 ページの提案募集から見たユースケースのレベル分けにある資格証明書について、情報処理技術者試験の合格証書のような大臣の名前が書いてある証明書を電子化すると e シールのユースケースになり得るのではないか。大臣の名前等のサインの電子化には電子署名が使われるという考えでいたが、e シールのレベル分けを踏まえると組織の発出する文書の真正性を保証するというように広く使われていくように思う。また、中小企業の方も使用することを考えるとレベル 3 の文書を発行したいものの、必要な技術水準が高く使用のハードルが高いため e シールは使えないという話にならないようレベルについては丁寧に検討する必要がある。

また、ヨーロッパでは電子署名と e シールがしっかり使い分けら

れているかどうかということについて質問。eIDASでも組織に対して電子証明書が発行されるのがeシールということだと思うが電子署名との関係はどうなっているか。例えばEUでも、組織のeシールのほうが、電子署名より使われている等の情報があれば知りたい。

事務局：大臣の名前が打ってある文書については、官職証明書による電子署名の方がなじみやすいと考えている。また、電子署名法を例に出しているためわかりにくくなってしまったのかもしれない。現在本検討会において検討しているeシールのレベルの分け方は、資料8-1の5ページにあるようにEUにおける、レベル3であれば適格eシール、レベル2であれば先進eシール、それ以外のレベル1であれば、裸のeシールというのを念頭に置いている。eシールと電子署名は電子証明書の発行対象に違いがあるが、仕組み等は似ているところがあるため、電子署名についても参考例として挙げさせていただいたということ。EUの実態については知見が不足しているところ、有識者の方々から意見をいただければありがたい。

濱口構成員：EUでの電子署名とeシールの関係についてお答えする。まず今回、eIDASによりeシールが定義された一方で、電子署名についても新たに定義が置かれ、その結果EU加盟各国の電子署名法は全て、eIDAS規則に上書きされたため、EUは加盟国内で統一された電子署名の定義を持っている。そして、eシールと同じように電子署名についても、電子署名、適格電子署名、先進電子署名の3段階が定義されていて、適格電子署名については、手書きの署名と同等であると法定されている。

事務局から説明があったとおり、eシールに関しては法人が行うもの、電子署名に関しては自然人が行うものという違いがある。eシールは、法人が行うものであり、データの起源と完全性を推定するものと法定されている。どちらもデジタル署名形式であり技術的には全く同じもの。電子署名とeシールがそれぞれどれくらい使用されているかについては、適格トラストサービスしか統計が出ていないため、適格レベルに限って言えば、証明書ベースでいうと、電子署名に用いる適格電子証明書のほうが多く発行されていると思う。他方、トランザクションベース、すなわち証明書を用いて電子署名やeシールを付す回数でいえば、適格eシールの方が多いと思う。

小松（文）構成員：電子署名と同様にeシールがレベル分けされていて、両方とも使い分けがしっかりなされていると認識した。日本についても同様に、両者の使い分けについては明確にする必要がある。

袖山構成員：税理士用の電子証明書について1点補足したい。税理士用の電子証明書については、日本税理士会連合会から認定認証事業者のNTTネオメイトの電子証明書が全登録税理士に発行されている。登録税理士はそれにより顧客の電子申請及び電子申告を行っており税理士用の電子証明書については幅広く利用されているというのが実態。

また、eシールの普及や利用者の利便性の確保ということのためには、タイムスタンプとの併用についても検討すべき。昨年の12月に税制改正大綱が発表され税法に關係する電子帳簿保存法が抜本的に改正される予定である。今年の1月26日に国会に提出された法案を見ても、令和4年1月1日以降に行われる電子取引のデータについては、書面に出力して保存することができないということになっている。今後消費税のインボイス制度が導入されると、財務省側は電子インボイスの普及を促すこととなるだろうが、電子インボイスは書面に出力して保存ができないということになるだろう。また、電帳法の要件を満たして保存がされていない請求書については、税法上で保存が義務づけられている書類としては取り扱わないという厳しい条文もある。また、納税者のインボイス制度対応や電子取引に対するデータの保存方法の対応については、昨年も改正があり、送信者側でタイムスタンプを付与してデータを送信した場合には、その方法で措置要件を満たされることになっている。今後、消費税インボイス制度へ電子化で対応することを考えれば適格請求書発行事業者のeシールに加えてタイムスタンプをつけることによって、受信者側も送信者側も、税法上の保管方法の利便性という観点からのメリットも享受ができると考えている。

手塚座長：税関係は電子保存をより一層求めるようになるということで、トラストサービスについて検討する本検討会から見ると非常にありがたいこと。他方、eシール自体は、様々な分野に適用させることができるため広く御議論いただければありがたい。

宮内座長代理：資料8-1の5ページと6ページにあるレベル分けは非常に重要であるが、このレベルが指し示すのは、証明書の発行機関やeシール自体のレベルである。eシールの利用方法を考えると今挙げた論点以外にも署名鍵等の管理というところの検討が必要ではないか。具体的には、まずeシールが機械的、自動的に、人の判断を経ずに何回も付されるという用途があるだろう。今月分の請求書の全てにeシールをつけて出す、というように機械的に付すユースケースがある一方で、人が判断して、シールをつけていくというユースケー

スもあるだろう。6ページの図で言えばIRの関連資料はしかるべき人が判断してeシールをつけていくようなものだと思う。実世界に存在する角印は通常、会社の印章管理規定等で、しかるべき機関決定がなされたものにだけ押すというような形でやっており、これに相当するeシールというのは会社の中で相当厳格な管理をされたものになると思う。そのため、実際にeシールを発行できる人は比較的少数になると思う。ただ、人が判断するものでも、多人数で、誰でもeシールを付与できるというようなものもある。

機械的なものと、多人数で実施できるものと、ごく少数の人数だけで実施できるものといったようにeシールの付与に用いる電子証明書の管理のレベル分けという別の軸でもユースケースは整理できる。特に少数人だけが、典型的には1人が管理しているものについては電子署名や電子委任状の機能も併せ持った電子署名に近づく。資格証明書は通常個人名で出すことが多く、弁護士の場合には日弁連の事務総長の名義で証明書を出すことになるが、そういうものについては、eシールがいいか、電子委任状がいいかということ判断する上で管理のレベル分けとの関連で考えていく必要がある。最終的にはeシールの使い方、使う上での運用の問題になってくるかと思うがこのあたりについてもおおよその目安は示した方がいい。

岡田構成員：資料8-1の5ページに書いているレベル分けは、技術的要素に基づいて分類されていると思う。6ページにある、レベルがかぶっているユースケースについては、どのレベルを利用するかどうかは利用者判断になるというコメントもあったが、サービス提供側の技術的要素を中心に検討が進む現状では、実際に利用する企業がどれを利用すべきか判断するのはかなり難しいと思う。対象となるデータの重要性等、どのレベルの証明書を利用するか判断するに当たって必要な情報を記載したガイドラインを出す必要がある。

新井構成員：資料8-1の6ページ目にあるユースケースの中に税関係の書面がもう少しあってもいいと思う。確定申告で必要になる書類等、税関係は様々な書面があるが、信頼性のある書面で申告する必要がある住宅ローン控除や、生命保険の控除関係の書類は機械的に出すものも多くeシールのユースケースになり得るのではないかと。

また、契約関係はレベル2とレベル3にまたがっているが、ここは国際関係になるとレベル3が要求されるというイメージでいいか。

4ページ目にある我が国におけるeシールの定義について、発行

元証明であるというところには賛同。データ戦略タスクフォースの参考資料に、トラストの枠組みというところで主体・意思を証明するものと、事実・情報の発行元を証明するものと、存在時刻を証明するものという記述があった。主体・意思というのは電子署名であり、電子署名法で制度化されており、存在時刻については今タイムスタンプ認定制度に関する検討会で検討されているタイムスタンプの制度が当たると思っている。今挙げたもののうち、事実・情報については、多分 e シールのことであって本検討会の検討内容ではないか、ということを確認したい。

同じ資料の中にあるベースレジストリを、法的に使われている ID の集合体と自分は認識しており、次回以降の論点である e シール用電子証明書の記載事項についてはベースレジストリとの関係も含めて検討する必要があると思う。また、4 ページに電子文書等の発行元の組織等を示すという「等」という記載があるように、用途は少しぼかしてあると認識している。「組織等」というところについても意識を共有しておきたいと思っている。

事務局：契約関係の書類のレベル分けについては、国際取引における経理関係の帳票類等をレベル 3 として想定している。第三者によるお墨付きがあるレベル 3 であれば、ヨーロッパでいう適格に相当するものだと考えられ、通用性があるのではないかということで、例を書いているものの、レベル 2 であっても技術的にはレベル 3 と同レベルであるため、レベル 2 で十分というケースも考えられ、使われる用途等に応じて利用する企業での判断になると思う。また、データ戦略タスクフォースとの関連については、e シールに関しては、ご指摘のように、事実・情報についての発行元証明ということで、定義のところに記載している。

小木曾構成員： e シールを普及促進させるための課題として、制度的枠組みがない、コストが高い、それから他法令との関係で位置づけられていないという 3 点が提案募集の結果であったと記憶している。最後の法令との関係というところで、書面・押印・対面の廃止の話の関係で押印や電子署名に関する Q & A が作られているが、e シールの制度検討ができた後の出口戦略として、それらと同様に分かりやすい Q & A のようなものがあるといい。また現行法は e シールの存在を前提としている訳ではないため、e シールの制度を使っても大丈夫だということについて他法令との関係で調整が必要。規定上読めないのであれば、規制改革が必要であり、解釈の問題であれば、そ

の解釈をしても問題ないということを示すという作業があるだろう。

昨年後半に税制大綱をつくる際に電子帳簿保存法改正の中で e シールやタイムスタンプの話が明示的に出たわけではないが、自民党党内で議論があったと思う。インボイスの関係ということで、事務局のほうで財務省や経産省との間でどのようなやり取りがあったか押さえた方がよい。

最後にデジタル庁が今後創設されデータ戦略タスクフォースにてトラスト制度を包括的に検討するという方向性が示されているという現状を踏まえると、トラスト制度全体についてどう考えていくかという大きな視点を踏まえながら本検討会でも議論をしているという意味で両者のリンクが明確になればいいと思う。

小松(博) 構成員：EU において、e シールには適格と先進と裸の 3 つのレベルがあるという話があったが、それらは機械においても、人間においても明確に識別可能な仕組みとなっているか。そうであれば日本の e シールの制度も同じような形で済む、見てぱっと分かるような形でプロファイルを設定するとか、そういう工夫が必要ということか。

濱口 構成員：適格の e シールについては、適格証明書の中に適格性を示す識別子である QC ステートメントが入っている。e シール付きのデータを検証することで、その e シールが、適格 e シールであるかどうかをマシンリーダブルで区別することが可能になっている。一方で、先進、あるいはその他、裸の e シールと呼ばれているものについては区別ができない。

小松(博) 構成員：ということは一見して先進か、適格かというのは分からないということか。

濱口 構成員：検証ソフト次第であるものの、e シールのデジタル署名を検証すれば分かる。

小松(博) 構成員：適格かどうかの識別のしやすさについては、検証ソフトがサポートしているかどうか等、検証ソフトも重要な要素となると認識した。

柴田 構成員：本検討会において検討する、日本の e シールに関する仕組みはどのレベルのものになるのか。この会議が当初想定していた出口としては国が一定程度関与した上での民間の認定制度という話だったと思うが、3 つのレベルのうちどこに当たるのか、どのレベルを整備していくのかという点について伺いたい。

事務局：国が関与した上での民間の認定制度の骨格、指針、考え方そうい

ったものを示していくということを想定。このレベルの議論も考え方、ないしは指針の中に反映していく。

柴田構成員：現時点では整理をしている状態で、今後どこに落とすかは、これから考えていくということか。

事務局：国の関与の上での民間の認定制度ということでやってきていると考えており、そこに変わりはない。

高村参事官：制度論としてeシールを法律によってやるのかどうかというのは本検討会とは別の話としてデータ戦略の中で議論されていく話であり、我々としては民間制度化も含め仮に制度化するとしたら認定という制度が必要、もしくは技術的に担保されたものが必要ではないか、そしてそうでないものもひっくるめてeシールというものの定義を規定するという事で3段階のものが必要になるのではないかという考えで事務局として提案させていただいた。その上で一歩進み、3段階のうち個々のユースケースで、どの段階のものを使うのかというのはユースケースごとの議論。例えば、タイムスタンプの世界では、電子帳簿保存法に規定されているように日本データ通信協会が認定したタイムスタンプを付与することという規定がある一方で、ウィンドウズがファイル作成時点もしくは更新時点で打っていくパソコンの時計にシンクロした、改ざん可能なタイムスタンプでも問題ないというユースケースが存在してもいい。制度が先か、ユースケースが先かという議論もあるが、eシールについてはこういう3段階のグラデーションがありますよというところが、ある程度固まってから個別の部分ではどう使っていくのかという議論がようやくできるようになると思っている。

⑤ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上